

寄附者に対して返礼品を「提供するかどうか」「何を提供するか」は補助対象者が任意に決めることができます。ただし、返礼品を提供する場合は、次の基準を必ず守ってください。

＜返礼品基準＞

- 地場産品又は市内で提供されているサービスであること
- 返礼品の価格が寄附額の3割以内であること
- 大野市民には返礼品を送らないこと(イベントなどへの招待券など、金銭的な価値が伴わないものであれば提供可)

- 返礼品費用（梱包料・送料含む）は補助対象者の負担となります
- 返礼品を提供しない場合でも、寄附者に対して「活動報告・お礼のメッセージ」は必ず送付してください。